

宍粟市防災会議次第

日 時：令和6年12月18日(水)14:00～

場 所：宍粟防災センター5階 ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介（自己紹介）

4. 議 事

（1）宍粟市地域防災計画の改訂について

①改訂素案について

②事前意見にかかる対応について

【別紙①、別紙②】

（2）防災に関する情報交換

【別紙③】

（3）今後のスケジュールについて

5. その他

6. 閉 会

令和6年度 宍粟市防災会議委員構成				
No.	委員構成	役 職 名	氏 名	代理出席
-	会長	宍粟市長	福元 晶三	
1	第3条第5項第1号委員（県職員）	兵庫県西播磨県民局総務企画室長	衣笠 佳幸	
2		兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所長	圓尾 文子	欠 席
3		兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所長	村上 晴茂	
4		兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長	熊田 登宇	
5	第3条第5項第2号委員（警察官）	兵庫県宍粟警察署長	三浦 保志	城谷 昌義
6	第3条第5項第3号委員（指定地方行政機関職員）	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	池田 大介	宗宮 智之
7	第3条第5項第4号委員（市職員）	宍粟市総務部長	砂町 隆之	
8		宍粟市市民生活部長	森本 和人	
9		宍粟市健康福祉部長	三木 義彦	有元 靖代
10		宍粟市産業部長	中村 仁志	
11		宍粟市建設部長	樽本 勝弘	
12		宍粟市教育部長	大谷 奈雅子	大砂 正則
13		宍粟市一宮市民局長	西林 文隆	
14		宍粟市波賀市民局長	大田 敦子	欠 席
15		宍粟市千種市民局長	石垣 貴英	
16		宍粟市健康福祉部福祉相談課長	栗山 早苗	
17	第3条第5項第5号委員（副市長及び教育長）	宍粟市副市長	富田 健次	
18		宍粟市教育長	中田 直人	
19	第3条第5項第6号委員（消防長）	西はりま消防本部消防長	栗岡 耕治	
20	第3条第5項第7号委員（消防団長及び消防団支団長）	宍粟市消防団長	安原 勝則	
21		宍粟市消防団副団長	松本 二郎	
22		宍粟市消防団副団長	片山 善晴	
23	第3条第5項第8号委員（指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員、職員）	NTT西日本兵庫支店設備部災害対策室次長	安田 誠	
24		関西電力送配電株式会社姫路本部姫路配電営業所長	田中 武士	
25		株式会社ウイング神姫	上山 英則	
26		宍粟市医師会長	山岸 洋之	欠 席
27	第3条第5項第9号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）	宍粟市山崎町連合自治会長	野村 和男	
28		宍粟市一宮町連合自治会長	樽本 秀昭	
29		宍粟市波賀町連合自治会長	可藤 和成	
30		宍粟市千種町連合自治会長	春名 雅行	
31	第3条第5項第10号委員（市長が特に必要と認める者）	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会長	春名 郷子	
32		宍粟市社会福祉協議会	藤原 千尋	
33		宍粟市ボランティア連絡会	松下 由美子	
34		宍粟市商工会女性部長	中津 恵美子	
35		JA兵庫西女性会宍粟地区代表	三木 清美	
36		JAハリマ女性会長	柴原 美恵子	
37		西播磨防災リーダー会宍粟部会	助光 ゆかり	
38		宍粟市国際交流協会	栗山 こまよ	
39		兵庫県介護支援専門員協会宍粟支部	藤永 綾子	
40		宍粟市民代表（公募委員）	高井 洋子	
41		宍粟市民代表（公募委員）	中林 久美子	
-	宍粟市防災会議運営規程第5条	西はりま消防組合宍粟消防署長	宮内 弘喜	
-	事 務 局	宍粟市市長公室長	水口 浩也	
-		宍粟市市長公室次長	中尾 美恵子	
-		宍粟市市長公室次長兼危機管理課長	田中 藤夫	
-		宍粟市市長公室危機管理課副課長	小椋 政彦	
-		宍粟市市長公室危機管理課危機管理係主査	八木 幹裕	

座	席	表
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366
367		

西播磨県民局
光都農林振興事務所長

西播磨県民局
総務企画室長

国交省姫路河川
国道事務所長

副市長

市長

教育長

宍粟警察署長

西はりま消防組合
消防長

西播磨県民局
龍野土木事務所長

宍粟市消防団団長

宍粟市消防団副団長

宍粟市消防団副団長

NTT西日本兵庫支店
設備部災害対策室次長

関西電力送配電(株)
姫路本部姫路配電営業所長

(株)ウイング神姫

宍粟市総務部長

宍粟市市民生活部長

宍粟市健康福祉部長

宍粟市産業部長

宍粟市建設部長

宍粟市教育部長

宍粟市一宮市民局長

宍粟市千種市民局長

宍粟市健康福祉部
福祉相談課長

事 務 局

宍粟市危機管理課主査

宍粟市市長公室次長

宍粟市市長公室長

宍粟市危機管理課長

宍粟市危機管理課副課長

欠席者

西播磨県民局
龍野健康福祉事務所長

宍粟市医師会長

宍粟市波賀市民局長

委託業者（中央開発㈱）

欠席者

- ・西播磨県民局
龍野健康福祉事務所長
- ・宍粟市医師会長
- ・宍粟市波賀市民局長

傍 聽 席

平成17年4月1日

条例第173号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宍粟市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (2) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が指名する職の者
 - (3) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する職の者
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 西はりま消防組合消防本部消防長
 - (7) 消防団長及び消防団副団長
 - (8) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

6 前項各号の委員の総数は、45人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指

定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日条例第228号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月14日条例第11号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(宍粟市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第7条の規定による改正後の宍粟市防災会議条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年9月29日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中宍粟市防災会議条例第3条第5項第6号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日条例第20号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成18年7月26日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、宍粟市防災会議条例（平成17年宍粟市条例第173号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議長は、会長が当たる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務を代行すべき委員)

第4条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、副市長の職にある委員とする。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(議事の特例)

第7条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で、速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、その旨を次の防災会議において報告し、承認を求め

なければならない。

(部会の設置)

第9条 防災会議は、必要に応じ事務を定めて部会を置くことができる。

(委員の異動報告)

第10条 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(公表の方法)

第11条 宍粟市地域防災計画を作成し、又は修正した場合その要旨の公表その他防災会議が行う公表は、宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）を準用して行う。

(庶務)

第12条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

今後のスケジュール

